令和　８年（ケ）第　　３７号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２０日
秋田地方裁判所民事第２部
裁判所書記官　石　田　志　保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　４日から 令和　８年１２月１１日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１５日　午前１０時００分 秋田地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　５日　午後　１時００分 秋田地方裁判所民事第２部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１６日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１６日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，保険会社，株式会社商工組合中央金庫，農林中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２０日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 044, 000 2, 435, 200	一括	608, 800	32, 839	非課税
1	1, 424, 000				
2	1, 620, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　３７号

物　件　目　録

１　所　　在　　秋田市新屋高美町

　　地　　番　　２９番１０

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４８．６２平方メートル

２　所　　在　　秋田市新屋高美町　２９番地１０

　　家屋　番号　　２９番１０

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　　床　面　積　　８０．１２平方メートル

入札時の注意点

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の陳述書（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
※提出後の訂正はできません。

住民票（個人の場合）

資格証明書（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが，個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
※住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）
秋田地方裁判所執行官室　☎０１８－８２４－１５１４

令和　８年（ケ）第　　３７号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月１３日
秋田地方裁判所民事第２部
裁判所書記官　石　田　志　保

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
Ｃが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし，代金納付日から６か月間明渡しが猶予される。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１，２】
売却対象外の土地（地番２９番１）を通行のため利用している。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して，裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか，ＢＩＴのお知らせメニューにも登載されています。）

令和　８年（ケ）第　　３７号

物　件　目　録

１　所　　在　　秋田市新屋高美町

　　地　　番　　２９番１０

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４８．６２平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

２　所　　在　　秋田市新屋高美町　２９番地１０

　　家屋　番号　　２９番１０

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　　床　面　積　　８０．１２平方メートル

　　共有者　Ａ　持分２分の１
　　共有者　Ｂ　持分２分の１

令和　８年(ケ)第　　３７号
令和　８年　８月２６日受理
令和　８年　９月３０日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所
執行官　　関　　知　満

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　37号

物　件　目　録

1　所　　在　秋田市新屋高美町

地　　番　２９番１０

地　　目　宅地

地　　積　１４８．６２平方メートル

共有者　A　持分２分の１
共有者　B　持分２分の１

2　所　　在　秋田市新屋高美町　２９番地１０

家屋番号　２９番１０

種　　類　居宅

構　　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床　面　積　８０．１２平方メートル

共有者　A　持分２分の１
共有者　B　持分２分の１

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	秋田市新屋高美町７番２８号
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１） □公衆用道路（物件　　） □　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり ■建物配置図のとおり
占有者及び占有状況	■土地共有者　□その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を共有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	□建物所有者　■その他の者　C 上記の者が本建物を　居宅　として使用している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■建物配置図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件２関係）

占有範囲	■全部 □
占有者	□債務者 ■C
占有状況	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □

■関係人（■C（占有者） □ （ ））の陳述／■提示文書（建物賃貸借契約書）の要旨

占有権原		■賃借権 □使用借権 □
占有開始時期		令和 7年12月 1日
最初の契約等	契約日	令和 7年12月 1日
	期間	令和 7年12月 1日から ■令和12年11月30日まで5年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■共有者A □その他の者（ ）
	借主	■占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎月金３万円（毎月３０日限り翌月分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		■ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		共有者AとBは親子であり、両者の住民票上の住所は同一である。

執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ C （占有者）	（9月10日） 1　この家をAから月額3万円で借りています。 2　家の中で猫を1匹飼っています。 （9月24日） 1　賃貸借契約書を提示します。 2　契約書はAから2通郵送されたので、私の署名押印をし、1通をAに返送しました。契約書に記載されているAの住所はAの実家です。 3　家賃の3万円は、毎月欠かさずAの口座に振り込んでいます。 4　家の前の道路（29番1）が「有限会社住宅開発センター」の所有になっているとのことですが、道路を通行することについて誰かから許可を得たり承諾書などの書面を作成したことはなく、周辺の方も何ら問題なく通行しています。
■ 有限会社住宅開発センター担当者	1　ご照会の土地の周辺の住宅は当社が売却したものです。事業を担当した私の父は既に亡くなり、詳しいことは分かりません。 2　当社が所有する土地（29番1）の公衆用道路を通行することについて周辺の方々から通行料等の費用をいただいたことは記憶にありません。

（執行官の意見用）

執行官の意見

1　本件物件の状況は、建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

2　Cの賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡が猶予される。

3　本件不動産の南東側に存在する下記土地は有限会社住宅開発センターが所有する私道である。

秋田市新屋高美町29番1、公衆用道路、118平方メートル

上記公衆用道路は道路位置指定がなされている。しかし、道路位置指定がなされているからといって当然に通行権等の権利は発生しないことに留意すべきである。ただし、本件においては、公衆用道路を所有する有限会社住宅開発センターの担当者は、当該土地に関して詳細が分からない旨を述べていることから、当該公衆用道路を通行することについて特段の問題は発生しないものと考えられる。

4　建物の中で猫を1匹飼育している。居間から玄関へのドアに引っ掻き傷がある（写真⑥）。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 9月 2日（水） 15：35 － 15：40	秋田地方法務局	近隣土地の登記事項要約書を公用で取得
8年 9月10日（木） 10：15 － 10：25	物件所在地	占有者から聴取、外観写真撮影
8年 9月24日（木） 13：25 － 13：55	物件所在地	立入調査、占有者から聴取、写真撮影
9年 9月24日（木） 15：30 － 15：35	当庁（電話）	道路部分（２９番１）を所有する法人の担当者から聴取
9年 9月25日（金） 15：35 － 15：40	秋田地方法務局	道路部分（２９番１）を所有する法人の全部事項証明書を公用で取得
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		

（特記事項）

□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

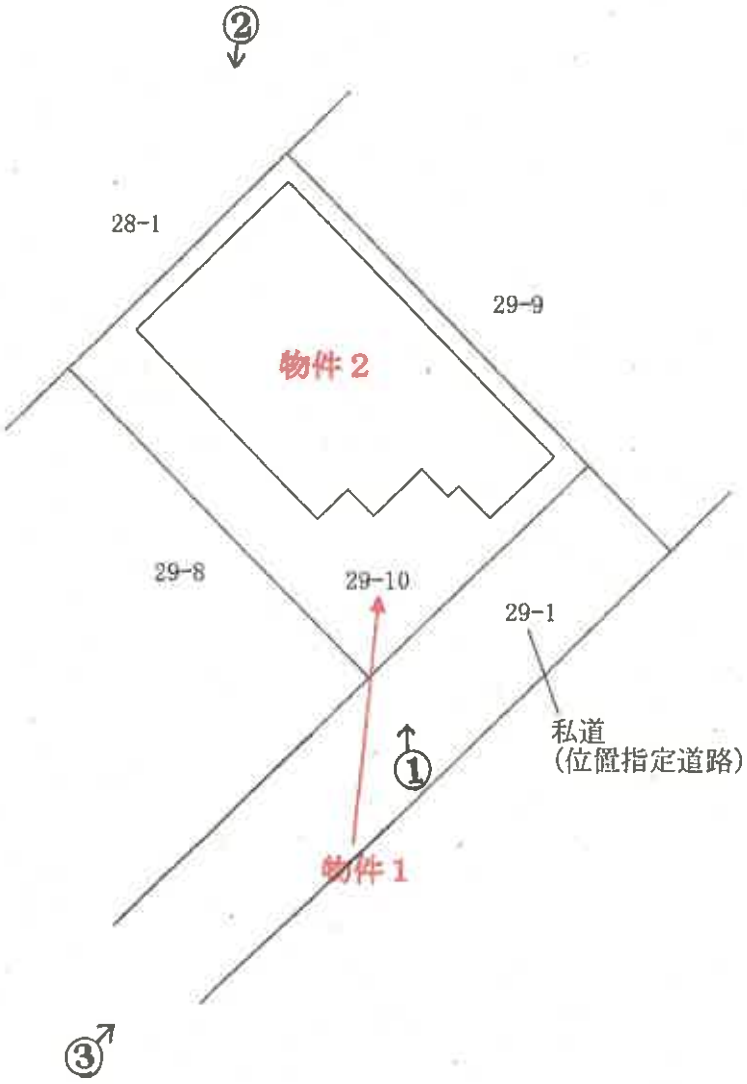
□ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

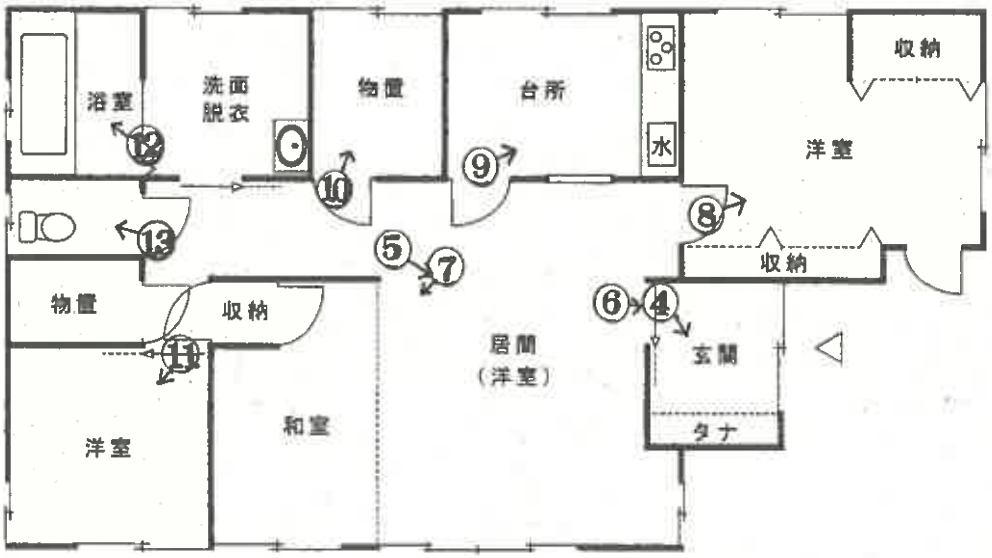
建物配置図



○→写真撮影位置・方向

建物間取図

物件２



○→写真撮影位置・方向

令和８年（ケ）第３７号

①



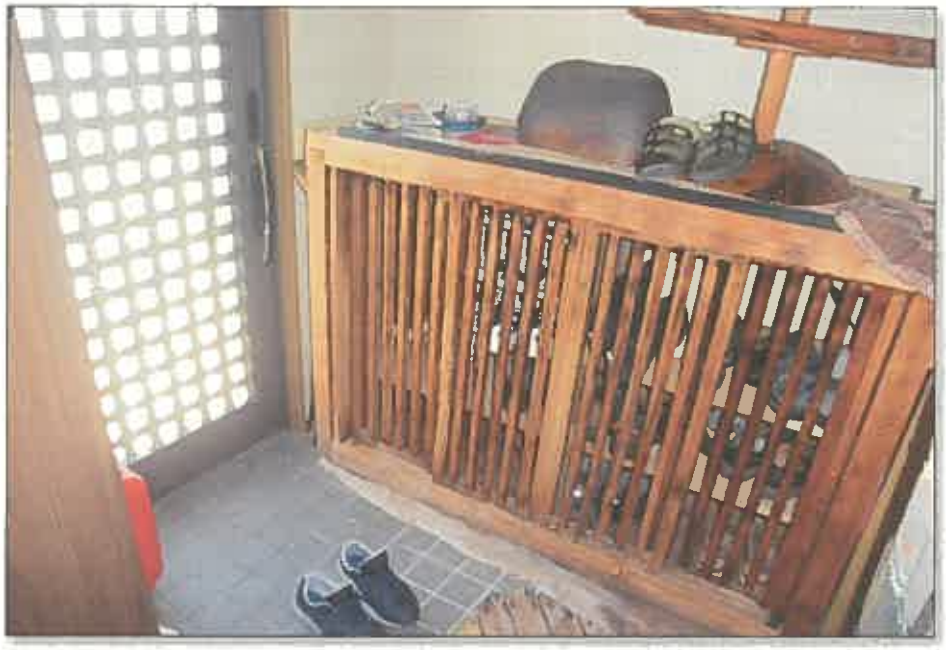
②



③



④



⑤



⑥



引っ掻き傷

（ 9 枚目）

⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



令和８年（ケ）第３７号
令和８年　９月２４日　現地調査
令和８年１０月　１日　評　　価



秋田地方裁判所民事第２部　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
平　野　太　郎

第１　評価額

一　括　価　格	
金３，０４４，０００円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金１，４２４，０００円
物件２（建物）	金１，６２０，０００円

１　一括価格は、物件１、２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
１	所在 地番 地目 地積	秋田市新屋高美町 ２９番１０ 宅地 １４８．６２㎡	同左
２	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	秋田市新屋高美町２９番地１０ ２９番１０ 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ８０．１２㎡	同左
番号	特記事項		
１、２	物件１（土地）は物件２（建物）の敷地として利用されている。		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

<table>
<tr><td>位置・交通</td><td colspan="2">ＪＲ羽越本線「新屋」駅の南東方・道路距離約８５０ｍ（徒歩約１１分）、ＪＲ奥羽本線「秋田」駅の南西方・道路距離約８．３㎞最寄りバス停「田尻沢」の北西方・道路距離約１５０ｍ（徒歩約２分）（別添「所在位置略図」参照）</td></tr>
<tr><td>付近の状況</td><td colspan="2">一般住宅、共同住宅を中心に、店舗や事業所等も点在する住宅地域。地域内に格別の変動要因はないことから、当面は現状を維持すると予測する。生活上の便益施設等への接近性は以下のとおりである。
日新小学校・・・約２．１㎞
秋田西中学校・・・約１．６㎞
ナイス新屋店・・・約８００ｍ
木村内科クリニック・・約４００ｍ
新屋駅前郵便局・・・約８５０ｍ
秋田市西部市民サービスセンター・約９５０ｍ
秋田市役所・・・約６．８㎞
（いずれも道路距離）
道路は幅員６ｍの舗装市道が標準である。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主な公法上の規制等
（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）</td><td>都市計画区分</td><td>市街化区域</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td>第１種住居地域</td></tr>
<tr><td>建蔽率</td><td>６０％</td></tr>
<tr><td>容積率</td><td>２００％</td></tr>
<tr><td>防火規制</td><td>－</td></tr>
<tr><td>その他の規制</td><td colspan="2">立地適正化計画区域
（居住誘導区域、都市機能誘導区域外）
宅地造成等工事規制区域</td></tr>
<tr><td>画地条件</td><td colspan="2">間　口：約１０．５ｍ
奥　行：約１４．５ｍ
規　模：１４８．６２㎡
形　状：ほぼ長方形地
地　勢：概ね平坦
接面道路との関係：中間画地
・南東側約１０．５ｍが幅員約４ｍの舗装私道に概ね等高に接面</td></tr>
<tr><td>接面道路の状況</td><td colspan="2">南東側：幅員約４ｍの舗装私道
（建築基準法４２条１項５号、位置指定道路）</td></tr>
</table>

土地の利用状況等	物件１は物件２の敷地として利用されており、法定地上権が成立すると判断した。 隣接地は北東が一般住宅、南東側が私道を介して事業所、南西側が一般住宅、北西側が共同住宅となっている。
供給処理施設 （宅地内引込）	上 水 道：あり（接面道路公設管より引込） ガス配管：なし（接面道路公設管：なし） 下 水 道：あり（建物への接続：あり）
特 記 事 項	・秋田市水害ハザードマップによれば洪水浸水想定区域（浸水深０．５ｍ以上～３．０ｍ未満）に該当している。 ・南東側私道は、位置指定道路（整理番号：Ｈ１３－００１、平成１３年５月１８日指定）であるが、当該宅地を開発した不動産業者が当時から単独所有している。賃借人は特に通行に関して制限を受けたり、要求されたことはない、とのことである。 ・土壌汚染の有無は調査機関による汚染調査を行わなければ確定できないが、土壌汚染が懸念される事実は確認されなかった。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成１３年７月１５日新築 経　過　年　数：約２５年 経済的残存耐用年数：約５年
仕　　様	構　造　：　木造平家建 屋　根　：　亜鉛メッキ鋼板葺 外　壁　：　サイディング 内　壁　：　ビニールクロスほか 天　井　：　ビニールクロスほか 床　　：　フローリング、畳ほか 設　備　：　電気設備、給排水設備ほか その他　：　特になし
床面積（現況）	８０．１２㎡
現況用途等	現況用途　：　居　宅 間取り　：　添付建物間取図のとおり。
品　　等	中　位
保守管理の状態	経年相応の老朽化が認められる。建物の内部では湿気等による異臭、クロスの汚れ等が確認される。保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	占有権原は賃借権で、賃借人が居宅として使用し、占有している。当該賃借権は、抵当権設定後の賃借権であり、買受人に対抗できないが、代金納付日から６ヵ月間の明け渡し猶予期間がある。 ＜賃貸借契約の概要（現況調査報告書に基づく）＞ 賃　貸　人：建物共有者 賃　借　人：個人 占有開始時期：令和７年１２月１日 賃貸借期間：令和７年１２月１日から 令和１２年１１月３０日まで 賃　　料：３０，０００円（月額） 敷　　金：ない

特　記　事　項	・室内で猫が１匹飼育されている。 ・建築時期等から、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できないが、破損等がある建材は確認されなかった。なお、アスベスト使用の有無については専門調査機関の分析調査を要する。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 （円／㎡） ア	個別格差 イ	地　積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格 （円） ア×イ×ウ×エ
1	23,100	0.96	148.62	1.00	3,296,000

（千円未満四捨五入）

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

標準画地は幅員６ｍ舗装市道に接面する地積２００㎡程度の長方形地

地価調査基準地　秋田(県)－２５

公示価格等　　時点修正　　標準化補正　　地域格差　　標準画地価格

23,000 円／㎡ × 100.6／100 × 100／100 × 100／100 ＝ 23,100 円／㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：な　い

◇地 域 格 差：交通接近条件(駅への接近性) －１％

環境条件(住環境) ＋３％

行政的条件(用途地域) －２％

100／99 × 100／103 × 100／98 ＝ 100／100

イ　個 別 格 差：街路条件(道路の幅員、種別、行止路) －７％

画地条件(方位) ＋３％

0.93 × 1.03 ＝ 0.96

ウ　地　　積：登記数量

エ　建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格 （円） ア×イ×ウ
2	200,000	80.12	0.08	1,282,000

（千円未満四捨五入）

イ　現況延床面積：登記数量

ウ　現　　価　　率：経過年数約２５年、経済的残存耐用年数約５年、残価率５％とした定率法により約８％となる。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については、土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格 （円） ア	土地利用権の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 （円） ア×イ×ウ
1	3,296,000	1.00	0.35	法定地上権	1,154,000

（千円未満四捨五入）

イ　土地利用権の及ぶ範囲：物件１全体に物件２の土地利用権が及ぶと判断した。

ウ　土地利用権等割合：物件１に対する土地利用権を法定地上権と判断し、その権利割合を３５％と査定。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算 （円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 （円） （ア±イ）×ウ×エ×オ
1	3,296,000	-1,154,000		0.95	0.70	1,424,000
2	1,282,000	+1,154,000	1.00	0.95	0.70	1,620,000
一括価格（合計）						3,044,000

（千円未満四捨五入）

ウ　占有減価修正：特にない

エ　市場性修正：南東側私道は位置指定道路に該当し、現状で通行に関するトラブルは発生していないが、権利関係が判然としないこと等を考慮し、市場性修正として５％減価。

オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

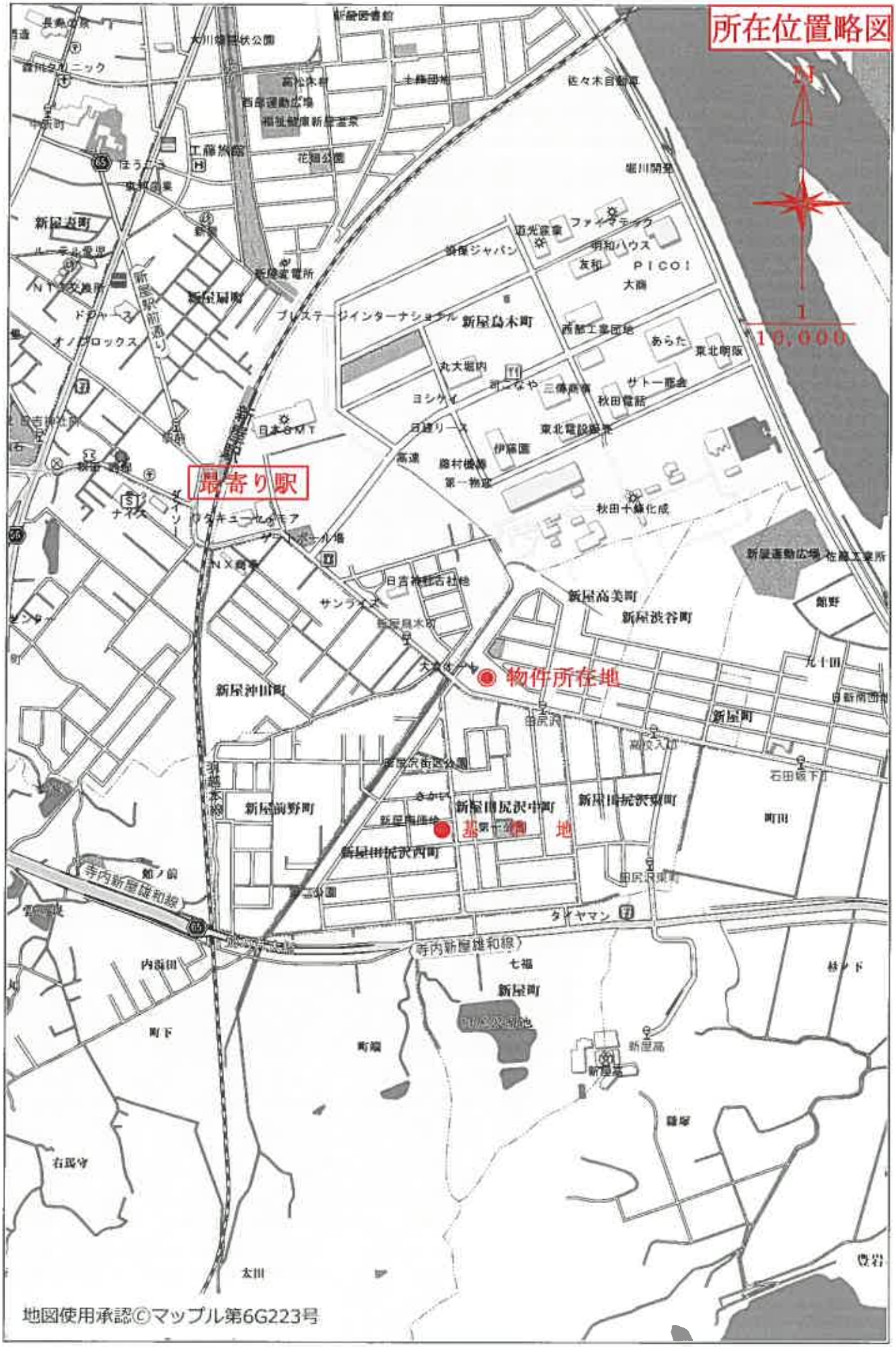
地価調査価格（秋田(県)－２５）

所　　在：秋田市新屋田尻沢西町３２３番
　　住居表示「新屋田尻沢西町６－７」
価　　格：２３，０００円／㎡
位　　置：ＪＲ羽越本線「新屋」駅から道路距離で約１km
価格時点：令和８年７月１日
地　　積：２６８㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接面道路：北側が幅員約６m舗装市道に接面
用途指定等：第１種低層住居専用地域
　　指定建蔽率４０％、指定容積率６０％
地域の概要：中規模の一般住宅が多い郊外の住宅地域

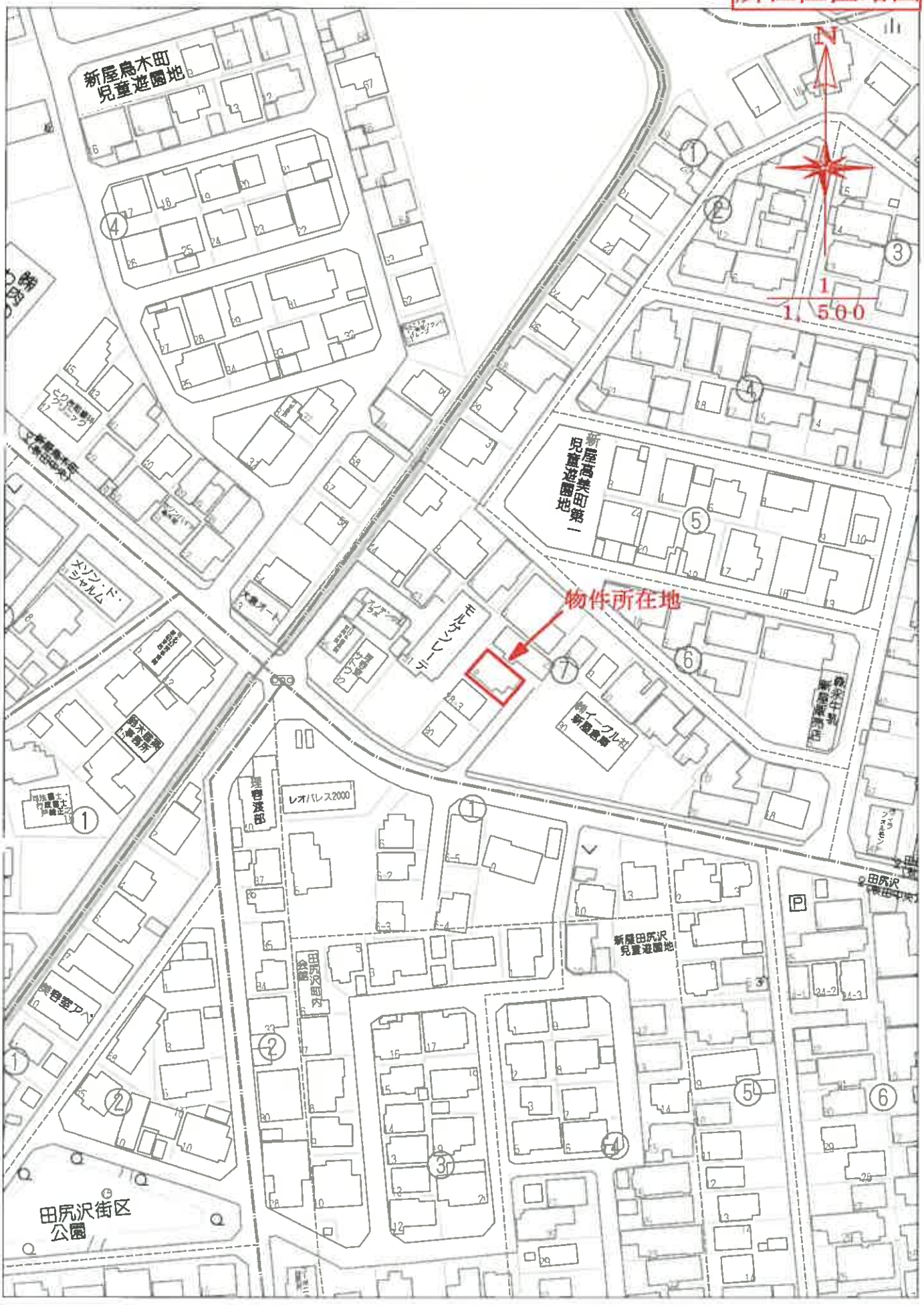
第７　附属資料

１　受命物件の所在位置略図
２　公図写
３　建物図面・各階平面図写
４　建物配置図
５　建物間取図

以　上

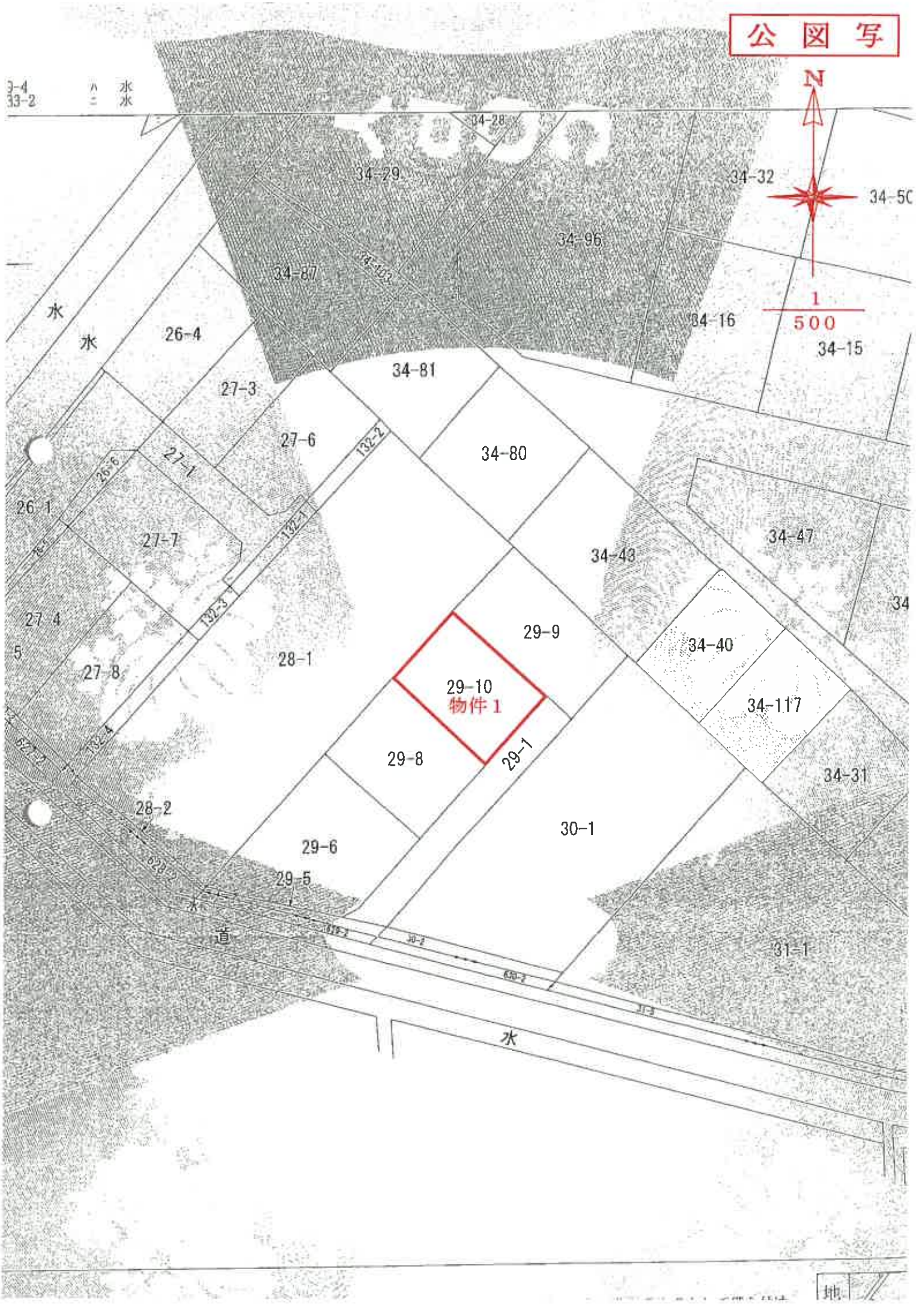

所在位置略図
N
1
10,000
最寄り駅
物件所在地
基準地
新屋駅前通り
寺内新屋雄和線
地図使用承認©マップル第6G223号

所在位置略図



Copyright(C)2026 ZENRIN CO., LTD. (Z25BB第4362号)

禁無断複写複製
一般財団法人日本不動産研究所秋田支所
Z1707463-20260828145827


公図写
N
1
500
34-28
34-29
34-32
34-50
34-96
34-87
34-16
34-15
水
水
26-4
27-3
34-81
27-6
34-80
27-1
26-6
132-2
26-1
27-7
132-1
34-47
34-43
27-4
132-3
29-9
34-40
28-1
29-10
物件1
34-117
27-8
29-8
29-1
34-31
28-2
30-1
29-6
29-5
道
水
31-1
水

登記年月日　平成13年7月25日

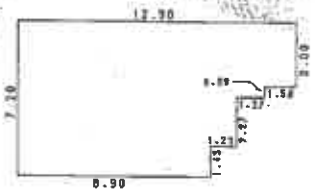
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（秋田地方法務局管轄）
令和8年6月9日　福岡法務局　登記官

702210　各階平面図

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号	29-10
建物の所在	秋田市新屋高美町 29-10

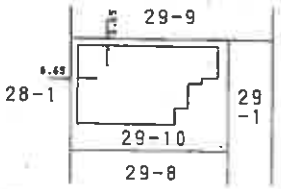
物件2



求積表

8.90	×	7.20	=	64.0800
1.23	×	5.77	=	7.0971
1.27	×	3.50	=	4.4450
1.50	×	3.00	=	4.5000
		計		80.1221

床面積　80.12㎡

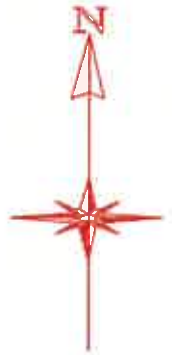


作製者	[redacted]	縮尺	1/250	申請人	[redacted]
					縮尺 1/500

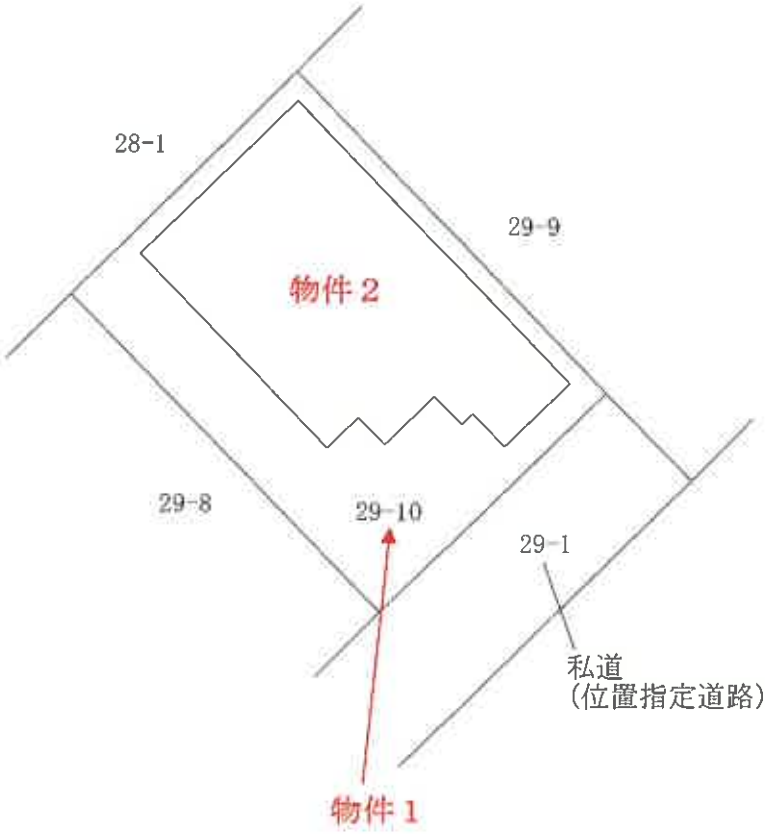
（秋田県土地家屋調査士会統一用紙）

「本図面は原本のＡ３版をＡ４版に縮小コピーしたものである。」　平成13年７月25日登記

建物配置図

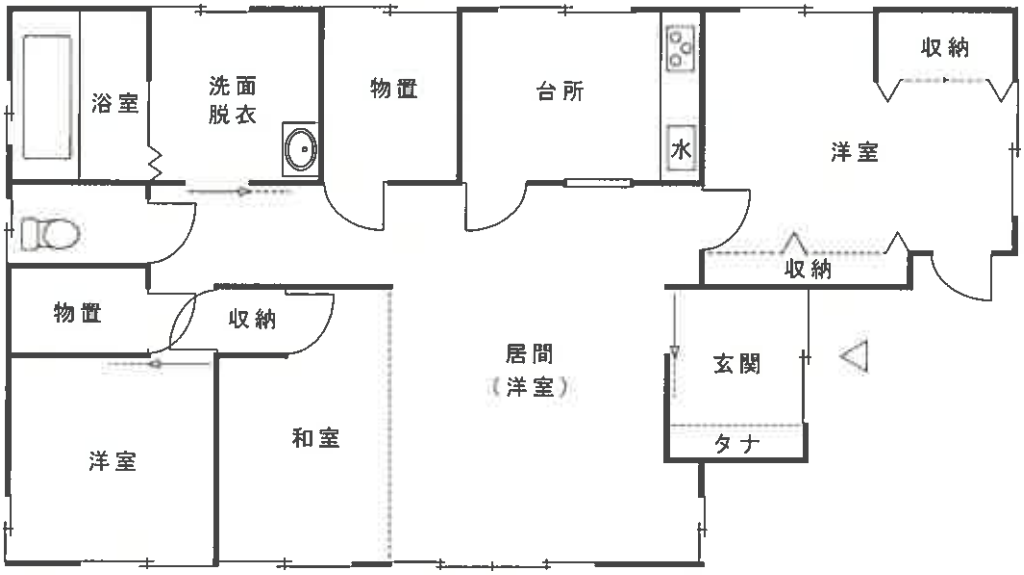


1
250



建物間取図

物件２



令和８年（ケ）第３７号